

令和7年度有料老人ホーム集団指導

**東京都における
有料老人ホーム事業者への
実地検査の状況について②**

～利用者サービス～

**東京都福祉局指導監査部指導第一課
施設サービス検査担当**

内容

- 1 特定施設サービス計画の作成
- 2 サービスの提供の記録
- 3 身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為
- 4 機能訓練
- 5 入浴又は清しき
おわりに

【凡例】

- 有料指針＝東京都有料老人ホーム設置運営指導指針
- 居宅条例＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
(平成二十四年東京都条例第百十一号)
- 居宅規則＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則
(平成二十四年東京都規則第百四十一号)
- 施行要領＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領 (24福保高介第1882号)

1 特定施設サービス計画の作成①

●特定施設サービス計画は、利用者やその家族にとって望む生活を実現するためのサービスが記載される重要な書類。

【居宅条例第220条】（第2項以降は要約して記載）

第1項 管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

→計画作成担当者として届出された介護支援専門員が計画作成に関する業務を行う。

第2項 解決すべき課題の把握(アセスメント)

第3項 他の特定施設従業者と協議

目標・達成時期・サービス内容・留意点等を含む計画の原案の作成

第4・5項 利用者又はその家族に対して説明、文書により同意、利用者に交付

第6項 計画の実施状況の把握(モニタリング)・解決すべき課題の把握(アセスメント)

(計画の変更が必要かどうか検討し)必要に応じて計画を変更

1 特定施設サービス計画の作成②

★利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができる
ことを目指す。

- ・利用者の能力や環境を評価して現状の問題点を個別具体的に把握する。
- ・利用者がどのような生活をしたいと考えているのか、家族が利用者にどのような生活を送ってほしいのかといった希望・意向を個別具体的に把握する。
- ・上記 2 点で把握したことを踏まえ、課題を個別具体的に抽出する。
- ・その課題に沿って個別具体的な目標やその達成時期を設定する。
- ・その目標を達成するために必要な個別具体的なサービスを検討する。
- ・介護職・看護職・栄養士等専門職それぞれの視点を織り交ぜて検討する。
- ・計画作成後も、サービス実施や目標達成の具合や利用者の状態や意向の変化を把握し続けて、それに応じた必要な計画の見直しをしていく。

1 特定施設サービス計画の作成③

●アセスメント、他の特定施設従業者との協議、計画原案の作成

【居宅条例第220条】

第2項 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、利用者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者を支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

第3項 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、前項に規定する課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、指定特定施設入居者生活介護の目標及び、その達成時期、指定特定施設入居者生活介護の内容並びに指定特定施設入居者生活介護を提供するまでの留意点等を含む特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

【参考】アセスメント項目は、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知の別紙4の別添）参照（令和5年10月16日付老認発1016第1号一部改正有）。

1 特定施設サービス計画の作成④

【チェックポイント】

- アセスメントによる利用者の能力、解決すべき課題の把握が十分に行われていますか。
- 他の施設職員（介護職員・看護職員・栄養士等）と協議の上作成していますか。
- 食事や入浴、排せつ等のニーズや解決すべき課題及びそれに基づく目標及び提供するサービスが、個別具体的に位置づけられていますか。
- 計画作成の度にアセスメントを実施していますか。

1 特定施設サービス計画の作成⑤

●利用者又はその家族への説明、文書による同意、交付

【居宅条例第220条】

第4項 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、当該特定施設サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならぬ。

第5項 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならぬ。

【チェックポイント】

- サービスの提供開始前までに、計画の内容を説明し、同意を得て、交付していますか。

1 特定施設サービス計画の作成⑥

●モニタリング（アセスメント）、必要に応じた計画の変更

【居宅条例第220条】

第6項 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

→モニタリングには、計画の実施状況の把握のほか、目標に対する達成度やニーズの変化を評価し、計画の見直しの必要性を図る及び検討する要素もある。

【チェックポイント】

- 定期や必要時等にモニタリングを行っていますか。
- 心身の状況や問題点に変化があった利用者について、計画を変更すべきかの検討ができますか。
- モニタリングの結果や具体的な評価内容を記録していますか。

2 サービスの提供の記録

【居宅条例第224条第2項】

指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際に
は、提供したサービスの具体的な内容等を記録しなければならない。

【東京都有料老人ホーム設置運営指導指針8(3)】 (ウのみ抜粋)

老人福祉法第29条第6項の規定を遵守し、次の事項を記載した帳簿を作成し、2年間保
存すること。

ウ 入居者に供与した次のサービスの内容

- (ア) 入浴、排せつ又は食事の介護 (イ) 食事の提供 (ウ) 洗濯、掃除等の家事の供与
- (エ) 健康管理の供与 (オ) 安否確認又は緊急時対応等の状況把握サービス
- (カ) 生活相談サービス

【チェックポイント】

- サービス提供の記録については、利用者的心身の状況も含め提供したサービスの
具体的な内容等を記録していますか。

→サービス提供の記録は、施設サービス計画に基づきサービスが適切に提供されている
か判断する材料になる。

3 身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為①

●身体的拘束等は「緊急やむを得ない場合」を除き、行ってはならない。
(「緊急やむを得ない場合」以外の身体的拘束等は高齢者虐待に該当する。)

【居宅条例第227条】

第4項 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

第5項 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。

※有料指針9(14)(15)に同様の規定あり。

3 身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為②

★ 「緊急やむを得ない場合」とは？（「身体拘束ゼロの手引き」から）

①**切迫性** …利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②**非代替性** …身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③**一時性** …身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

この3つの要件の全てに当たる、かつ、これらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合。

【チェックポイント】

- 上記3つの要件の全てに当たるかどうかについて、多職種の職員で組織として慎重に検討していますか（身体的拘束適正化検討委員会等）。
- 常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合ただちに解除していますか。
- 「身体的拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由」を記録していますか。

3 身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為③

【東京都有料老人ホーム設置運営指導指針9】

(14)入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(15)緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者的心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一次性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと。 なお、その手続については、「身体拘束ゼロへの手引き」に基づき、あらかじめ定めておくとともに、有料老人ホームの全職員に周知徹底すること。

→委員会や研修を実施して、全職員への周知徹底を。

3 身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為④

●身体的拘束等の適正化のための取組を行うこと。

【居宅条例第227条第6項】

指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

【居宅規則第59条の2第1項】

条例第227条第6項に規定する規則で定める措置は次に掲げるとおりとする。

第1号 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に十分に周知すること。

第2号 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第3号 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※東京都有料老人ホーム設置運営指導指針9(16)にも同様の規定あり。

※施行要領も確認すること。（研修は年2回以上、新規採用時には必ず研修を実施、研修の実施内容について記録、等）

3 身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為⑤

【チェックポイント】

- 身体的拘束適正化検討委員会には、幅広い職種（施設長・介護支援専門員・介護職員等）が参加できていますか。
- 身体的拘束適正化検討委員会では、必要な議題について、遅れることなく議論が行われていますか。
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。
- 身体的拘束等の適正化のための研修について、年2回以上の実施が出来ていますか。
- 身体的拘束等の適正化のための研修について、対象者全員（介護職員その他の従業者）が受講していますか。

★平成30年度介護報酬改定で（介護予防）特定施設入居者生活介護では身体拘束廃止未実施減算が新設されている。

4 機能訓練

【居宅条例第236条（第159条準用）】

指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならぬ。

【東京都有料老人ホーム設置運営指導指針 9(6)】

介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、要介護者等の生活の自立の支援を図る観点から、その身体的、精神的条件に応じた機能訓練等を実施すること。

【チェックポイント】

- 利用者にアセスメントを実施し、利用者の状況に応じた必要な機能訓練を、施設として実施していますか。

5 入浴又は清しき

【居宅条例第228条第2項】

指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、入浴させ、又は清しきしなければならない。

【チェックポイント】

- 週2回以上の入浴が確保されていますか。
- 入浴が困難な場合は、代替日の設定や清しきを行っていますか。
- 入浴時等、入所者の心身の状況や様子を記録していますか。
- 入浴を中止した場合は、その理由を記録していますか。

御清聴ありがとうございました。

(ご参考)

次項より関連ホームページのリンク先を掲載しております

おわりに

● (参考) 関連ホームページの紹介 (令和7年11月時点)

◆介護保険最新情報 (厚生労働省からの通知)

東京都福祉局 → 高齢者 → 介護保険 → 東京都介護サービス情報 → 介護保険についてのお知らせ
→ 介護保険最新情報 (厚生労働省からの通知)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/index.html

◆東京都 かいてき便り (介護事業者向けに東京都が発出している情報)

東京都福祉局 → 高齢者 → 介護保険 → 東京都介護サービス情報 → 介護保険についてのお知らせ
→ かいてき便り

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/kaiteki4.html

◆東京都 人員、設備及び運営に関する基準について (東京都条例・条例施行規則・条例施行要領)

東京都福祉局 → 高齢者 → 介護保険 → 東京都介護サービス情報 → 指定後の届出・手続き・通知等 →
0 全サービス共通

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuuitou/0_kyoutuu/index.html

- ・東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準 (三連表) (PDF:5,311KB)
- ・東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準 (三連表) (PDF:3,451KB)

● (参考) 関連ホームページの紹介 (令和7年11月時点) (続き)

◆施設サービス事業者指導検査結果一覧 (東京都が実施した実地検査の結果一覧)

東京都福祉局 → 福祉の基盤づくり → 社会福祉法人・施設等の指導検査
→ 社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果 → 社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者指導検査
結果一覧

<https://www.info.fukushikensa.metro.tokyo.lg.jp/s/home>

◆指導検査報告書 (東京都が実施した実地検査の結果をまとめた報告書)

東京都福祉局 → 福祉の基盤づくり → 社会福祉法人・施設等の指導検査 → 指導検査報告書

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/shidoukensahoukokusyo/index.html>

◆設置届、変更届等の窓口・様式等 (東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課有料老人ホーム担当)

東京都福祉局 → 高齢者 → 高齢者施設 → 有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護)

→ 有料老人ホームの届出について (届出の前に事前相談が必要です。※要予約)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/yuuryou/yoshiki.html>

◆利用者の安全確保に係る通知等

(東京都がこれまでに発出した感染症・食中毒・災害等についての通知)

東京都福祉局 → 高齢者 → 介護保険 → 東京都介護サービス情報 → 利用者の安全確保に係る通知等

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/index.html

● (参考) 関連ホームページの紹介 **(令和7年11月時点)** (続き)

◆介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き (令和6年3月)

(厚生労働省 介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>

◆厚生労働省【身体拘束ゼロへの手引き】(平成13年3月)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/gyakutai/torikumi/doc/zero_tebiki.pdf